

議案第 28 号

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例（昭和 49 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 ガス事業の主たる事務所は、大網白里市仏島 72 番地に置く。

第 5 条第 1 項中「（以下「補填残額」という。）」を削り、「補填残額の 20 分の 1 を下らない金額をそれぞれ減債積立金、建設改良積立金及び災害準備積立金として積み立て、なお利益に残額があるときは、当該残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てる」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 減債積立金を使用して企業債を償還した場合 当該使用した減債積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる方法
- (2) 建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合 当該使用した建設改良積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる方法
- (3) 災害準備積立金を使用して災害復旧のための建設又は改良を行った場合 当該使用した災害準備積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる方法
- (4) 前各号に定める方法により処分をし、なお残額（以下「補填残額」という。）があるときは、補填残額の 20 分の 1 を下らない金額をそれぞれ減債積立金、建設改良積立金及び災害準備積立金として積み立て、なお利益に残額があるときは、当該残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てるものとする。

第5条第2項前段中「前項に規定する減債積立金」を「前項第4号の規定による減債積立金の積立」に、「積み立てる」を「行う」に改め、同項後段中「同項」を「同号」に、「補填残額」を「補填残額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。